

入札のお知らせ

次のとおり公募型指名競争入札を実施しますので、入札参加希望者を公募します。

令和7年4月15日

秋田市長 沼谷 純

1 入札に関する事項

(1)件名	統計業務支援システム賃貸借
(2)物品名および数量	別紙仕様書のとおり
(3)履行場所	別紙仕様書のとおり
(4)契約期間	令和7年5月21日から令和7年11月20日まで
(5)入札参加要件	①令和2年以降に、本市又は他市と統計業務支援システムに係る賃貸借契約を締結し、これを履行したものであること ②一般社団法人情報マネジメントシステム認証センターが認定するISMS適合性評価制度の認証及び一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度の認証を受けていること ③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと ④本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと ⑤市税に滞納がないこと ⑥申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集团的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある団体の構成員又は当該団体と密接な関係を有する者であると認められないこと
(6)入札参加申込み	
受付期間	令和7年4月15日(火)から令和7年4月25日(金)まで (土曜日、日曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで)
受付場所	秋田市山王一丁目2番34号 秋田市企画財政部情報統計課調査統計担当(分館2階)
(7)仕様書の閲覧・配布について	
閲覧期間等	令和7年4月15日(火)から令和7年4月25日(金)までの間、秋田市企画財政部情報統計課調査統計担当(土曜日、日曜日を除く毎日の午前9時から午後5時まで)および秋田市ホームページ(広報ID:1046216)において閲覧に供する。
配布場所	秋田市山王一丁目2番34号 秋田市企画財政部情報統計課調査統計担当(分館2階)

(8) 指名(非指名)通知	令和7年5月1日(木)にFAXで通知
(9) 入札	
日 時	令和7年5月14日(水) 午後2時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所情報統計課会議室(本庁舎5階)
入札保証金	免除
(10) 契約日	令和7年5月20日(火)(予定)

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

ア 本入札に参加を希望する方は、令和7年4月25日(金)まで次に掲げる書類(以下「申込書」といいます。)を提出してください。

(ア) 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

(イ) 実績調書(様式2)

※契約実績が確認できる契約書(変更契約書を含む)の写しを添付すること

(ウ) 誓約書(様式3)

(エ) 法人市民税(直近の事業年度のもの)に未納がないことを証明する書類(写しも可)

(オ) プライバシーマーク登録証等の写し

イ アの(ア)、(イ)および(ウ)の様式は、秋田市ホームページ(広報ID:1046216)から入手してください。

ウ 申込書の提出は郵送又は持参によることとします(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便とし、令和7年4月25日(金)午後5時まで必着のこと。)

エ 本入札に関して質疑がある場合は、申込書等の提出に併せ、質問状(様式自由)を提出してください。また、質問状についての回答は、秋田市ホームページ(広報ID:1046216)に、随時掲載します。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている方に指名通知をします。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合があります。その方には非指名通知によりその旨を通知します。

(3) 入札について(入札書は様式4、委任状は様式5を使用してください。)

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加してください。

イ 入札書の入札金額に履行期間の総額を記入してください。

ウ 入札書のくじ番号に任意の3ケタの数字(アラビア数字)を記入してください。

※同価の場合くじにより落札者を決定するため、その際に使用します。

エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額)を落札

価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税および地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載してください。（消費税および地方消費税の加算に当たっては、100分の10に相当する額を加算します。）

オ 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した方を落札者とします。

カ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定します。

キ 郵便により入札に参加する場合は、入札書を必ず二重封筒の内封筒に入れて封緘し、表面に件名、名称および代表者名を記載の上、配達証明付き書留郵便で郵送してください。

※郵送による入札書の提出の場合は、入札日前日（令和7年5月13日）まで秋田市企画財政部情報統計課調査統計担当必着とします。

ク 開札は入札者又はその代理人が出席して行いますが、入札者又はその代理人が立ち会わない時は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせることにします。

ケ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出してください。なお、入札書には代理人の印を押印してください。

コ 開札当日、郵便入札により来庁されなかった場合、結果を送付します。

サ 契約内容に別記「個人情報取扱特記事項」があることを了承のうえ参加してください。

※落札となるべき同価の入札がある場合、以下の方法でくじを行います。

(1) 入札書に記載した任意の3ケタのくじ番号を合計する。合計した数を同価の業者数で割り、余りの数を出す。

(2) 入札書の提出順番（同価の業者の順番。同価でない入札書の順番は数えない）を0から順に番号をふり、(1)で算出した余りの数と一致した業者を落札者とする。

なお、郵送提出により同価であった際は、その到着順で0から順に番号をふり、郵送提出と当日入札者が同価であった際は、先に提出があった郵送提出に0から順に番号をふるものとする。

例) 同価が3社の場合

くじ番号	入札書の提出順番	落札者の決定
A社 321	くじ番号の合計が 2番→1 1957となり、 1番→0 同価業者数(3) 3番→2 で割ると余りは1	(1)で算出した余りが1となり、 (2)の入札書提出の順番番号が 1であるA社が落札者となる
B社 856		
C社 780		

※入札書にくじ番号の記載がない場合は、くじ番号を999として取扱います。

3 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とします。

(2) 提出された申請書等は返却しません。

(3) 問い合わせ先

秋田市 企画財政部 情報統計課 調査統計担当

電話 018-853-8290 FAX 018-853-8291

e-mail ro-plif@city.akita.lg.jp

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(派遣労働者等)

第4 乙は、この契約による業務を派遣労働者等に行わせる場合には、この契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して派遣労働者等による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(従事者への教育等)

第5 乙は、この業務に従事している者に対し、在職中および退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を教育し、および周知しなければならない。

(適正な管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第7 乙は、この契約による業務を実施するために個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(利用および提供の制限)

第8 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を実施するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の制限)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を再委託（個人情報を取り扱う業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合をいい、二以上の段階にわたるものを含む。以下同じ。）してはならない。

(再委託する場合の書面の提出)

第 11 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合は、あらかじめ当該再委託の内容等を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければならない。

2 乙は、再委託した場合、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(再委託する場合の監督等)

第 12 乙は、再委託した場合、再委託の相手方に対する監督および個人情報の安全管理の方法について具体的に規定し、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還)

第 13 乙は、この契約による業務を実施するために甲から貸与され、又は乙が収集し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第 14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずる恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の取扱状況の報告)

第 15 甲は、乙がこの契約において遵守すべき個人情報の取扱いについて、乙にその状況の報告を求めることができる。

(実地調査)

第 16 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報の状況について、随時、実地に調査することができる。

(指示)

第 17 甲は、乙がこの契約による業務を実施するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除)

第 18 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除をすることができる。

(損害賠償)

第 19 乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は損害賠償の請求をすることができる。

(注)「甲」は委託者である秋田市を、「乙」は受託者をいう。